

# 公立大学法人山梨県立大学危機管理規程

(平成23年1月27日制定 法人2903号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学（以下「本学」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制及び対処方法等必要な事項を定め、本学の学生及び教職員等の安全確保を図るとともに、社会的な責務を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 危機 火災、災害、テロ、重篤な感染症等の発生その他の重大な事件又は事故により、学生及び教職員等の生命若しくは身体又は本学の組織、財産若しくは名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある緊急の事象及び状態をいう。

(2) 危機管理 危機を想定し、未然の防止及び被害等の軽減のための措置を講ずるとともに、危機発生時においては、被害及び影響を最小限に抑制するために対応することをいう。

(3) 部局等 各学部・研究科、図書館、各センター、各本部及び事務局をいう。

(理事長等の責務)

第3条 理事長は、本学における危機管理を統括する責任者であり、危機管理体制の充実を図るとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 副理事長及び理事は、理事長を補佐し、危機管理の充実に努めなければならない。

3 部局等の長は、当該部局等における危機管理の責任者であり、全学的な危機管理体制と連携を図りつつ、当該部局等の危機管理の充実を図るとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 教職員は、日常から危機管理意識をもって、その職務の遂行に努めなければならない。

(部局等の長の危機管理業務)

第4条 部局等の長は、当該部局等における危機管理に係る次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 危機管理に関する情報の収集及び分析並びに対応策の検討

(2) 緊急時の組織体制及び活動内容の決定

(3) 緊急時の情報伝達方法の整備

(4) 職員及び学生等に対する適切な情報提供

(5) 職員及び学生等の危機管理意識啓発のための研修会及び訓練の実施

(6) その他危機管理に関する必要な事項

(危機管理マニュアルの作成)

第5条 理事長は、危機管理に関し全学的な対応指針となる危機管理基本マニュアルを作成し、教職員等に周知しなければならない。

(通報義務)

第6条 緊急に対処すべき危機の発生を発見した者、又は発生するおそれがあることを発見した者は、直ちに事務局又は各部局等の長に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた事務局又は各部局等の長は、速やかに当該危機の状況を確認し、必要な措置を講じるとともに、その状況を理事長に報告しなければならない。

(危機対策本部の設置)

第7条 理事長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全学的に対策を講ずる必要があると認める場合は、速やかに危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事
- (4) 学部長、研究科長
- (5) その他理事長が必要と認める者

3 本部長は、前項第1号の者をもって充て、対策本部の業務を統括する。

4 副本部長は、前項第2号の者をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 対策本部は、本部長が危機の終息の宣言を行ったときに解散する。

(危機対策本部の業務)

第8条 対策本部は次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 危機に係る情報の収集及び分析
- (2) 必要な対策の決定及び実施
- (3) 教職員及び学生等への情報提供
- (4) 関係機関との連絡調整
- (5) 報道機関への情報提供
- (6) 部局等に設置された対策本部との連絡調整
- (7) その他危機への対応について必要な事項

(部局等における危機対策部局会議)

第9条 部局等の長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講ずる必要があると判断する場合は、当該部局等に危機対策部局会議（以下、「部局会議」という。）を設置するものとする。

2 部局会議を設置したときは、当該部局等の長は、遅滞なく理事長に報告するとともに、その内容、対策方針及び対策状況等について、随時、理事長に報告しなければならない。この場合において、理事長は、当該危機が複数の部局等に影響を及ぼすものと判断するときは、対策本部を設置することができる。

3 部局等の長は、当該部局等のみに係る危機であっても、全学的な対応が必要と判断される場合は、理事長に対し対策本部の設置を申し出ることができる。

4 部局会議の組織並びに業務等の必要な事項は、部局等の長があらかじめ定めるとともに、部局等の教職員に周知しておかなければならない。

5 部局会議は、部局等の長が危機の終息の宣言を行ったときに解散する。

(危機への対処に伴う特例)

第10条 理事長は、危機の対応にあたり緊急を要する場合には、本学の規程等により必要とされる手続きの全部又は一部を省略することができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成23年1月27日から施行する。